

熊野市特定不妊治療費補助金の申請について

1 熊野市特定不妊治療費補助金（県補助対象）（夫婦の所得の合計が400万円未満の方の場合）

対象者条件 ①特定不妊治療以外の方法では妊娠の見込みが極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦。

②夫婦双方または一方が三重県内に居住していること。

③指定医療機関で治療を受けたもの。

④三重県特定不妊治療費助成事業と合わせて申請されたこと。

⑤CF治療は初回申請から、ABDE治療は2回目の申請から対象となります。（ABDE治療の初回申請の場合は県の助成のみとなります。）

助成内容 三重県特定不妊治療費助成事業で支給された額を控除し、1回の治療につき下記A・B・D・Eの場合は10万円上限、C・Fの場合は7万5千円を上限に支給。

（注）1回の治療とは、体外受精または顕微授精により、1回の胚移植まで至ったもの、または、採卵を試みた段階以降に医師の判断により中止したものについて1回とみなす。（治療の開始及び終了、どの治療にあたるかは主治医の判断にもよりますので、治療の際にご確認ください。）

治療内容 A 新鮮胚移植を実施

B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施

C 以前に凍結した胚による胚移植を実施

D 体調不良等により移植の目途が立たず治療終了

E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止

F 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止

（注）採卵に至らないケースは助成対象となりません。

助成回数 ①初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合

43歳になるまでに通算6回まで

②初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満の方

43歳になるまでに通算3回まで

注意）平成28年度以降は、43歳以上は対象となりません

必要書類 ①特定不妊治療助成事業申請書

②特定不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関で証明してもらって下さい。）

③医療機関の領収書（県申請は原本が必要です。）

④世帯全員の住民票

⑤夫、妻それぞれの「控除額が記載された所得・課税証明書」

（注）1月から5月に申請する場合は前々年分となります

⑥戸籍謄本（初めて三重県特定不妊治療費補助事業の申請をする時、および住民票で夫婦であることが確認できない場合）

※ 必要書類は県と市の申請を兼ねて1部のみで可能です。

熊野市特定不妊治療費補助金の申請について

2 熊野市特定不妊治療費補助金（夫婦の所得の合計が400万円以上730万未満の方の場合）

- 対象者条件**
- ① 特定不妊治療以外の方法では妊娠の見込みが極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦。
 - ② 夫婦双方が申請日の3年以上前から熊野市に住所を有していること。
 - ③ 指定医療機関で治療を受けたもの。
 - ④ CF治療は初回申請から、ABDE治療は2回目の申請から対象となります。（ABDE治療の初回申請の場合は県の助成のみとなります。）
- ※ 1の熊野市特定不妊治療費補助金(県補助対象)と同時に申請をすることはできません。

- 助成内容**
- 三重県特定不妊治療費助成事業で支給された額を控除して得た額の2分の1の額とし5万円を上限に支給。
- (注) 1回の治療とは、体外受精または顕微授精により、1回の胚移植まで至ったもの、または、採卵を試みた段階以降に医師の判断により中止したものについて1回とみなす。(治療の開始及び終了、どの治療にあたるかは主治医の判断にもよりますので、治療の際にご確認ください。)

- 治療内容**
- A 新鮮胚移植を実施
 - B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施
 - C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
 - D 体調不良等により移植の目途が立たず治療終了
 - E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
 - F 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止
- (注) 採卵に至らないケースは助成対象となりません。

- 助成回数**
- 1年度あたり1回を限度に通算5回まで

- 必要書類**
- ① 特定不妊治療助成事業申請書
 - ② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関で証明してもらってください。）
 - ③ 医療機関の領収書（県申請は原本が必要です。）
 - ④ 世帯全員の住民票
 - ⑤ 夫、妻それぞれの「控除額が記載された所得・課税証明書」
(注) 1月から5月に申請する場合は前々年分となります
 - ⑥ 戸籍謄本（初めて三重県特定不妊治療費補助事業の申請をする時、および住民票で夫婦であることが確認できない場合）
- ※ 必要書類は県と市の申請を兼ねて1部のみで可能です。

申請についての注意事項

基本 1 回の治療が終了してから 60 日以内に申請してください。（ただし、年度内であれば 60 日を越えていても遅延理由書を提出することで申請は可能です。）

- 1 年度内に 1 回の治療が終了し、3 月 31 日までに 60 日間の期間がある場合は年度を超えての申請はできません。
- 2 年度内に 1 回の治療が終了し、60 日間以内であれば年度を超えても 5 月 30 日までは申請は可能です。ただし、4 月以降に申請した場合は申請日の年度の 1 回目となります。
（例 3 月 31 日終了 → 5 月 30 日までは申請可能）
- 3 年度をまたいで治療が行われた場合は、新年度の申請となります。この場合、前年度の分も含め、新年度で申請が可能です。
（例 3 月 1 日から 4 月 15 日の治療期間の場合は新年度で申請可能）

※ 不明なことがございましたら健康・長寿課（0597）89-3113までお問い合わせください。